

東通村 再生可能エネルギー推進協議会規約

令和7年10月31日 制定

(名称)

第1条 この協議会は、東通村再生可能エネルギー推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号。次条第1号において「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項に規定する農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農村漁村の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）の作成及びその実施に関し必要な事項について協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 法第5条第2項及び第3項に規定する基本計画の記載事項の内容
- (2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域における再生可能エネルギー発電設備の整備及び当該整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する協議会の委員の役割分担
- (3) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者が農地法、酪肉振興法、森林法、漁港漁場整備法、海岸法、自然公園法及び温泉法に基づく許可又は届出が必要な行為を伴う設備整備計画を作成しようとする場合にあっては、当該施設整備計画に定めようとする農林漁業の健全な発展に資する取組の内容
- (4) 再生可能エネルギー発電設備の撤去時における撤去費用の負担及びその確保の方法、土地等の原状回復の方法その他再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、基本計画の作成及び変更並びに基本計画の実施に関すること。なお基本計画における再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域は、本規約第4条第2号アの要件を満たす事業または環境影響評価法に基づく準備書に対する経済産業大臣の勧告を受けている事業とする。

(協議会の組織)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 東通村
 - (2) 再生可能エネルギー発電設備の整備を行う蓋然性が高まった発電事業者又はその親会社
ア F I T / F I P 落札後、経済産業省から再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画の認定を受けており、かつ発電設備の設置予定場所の利害関係者等から同意を得ている事業
イ アに該当しない場合は、以下の要件をすべて満たしていると東通村が認めた発電事業者
 - a. 発電設備の設置予定場所の利害関係者等から同意を得ていること
 - b. 電力会社との接続検討申込みに対する回答を受領していること
 - (3) 漁業協同組合
 - (4) 農業委員会
 - (5) 森林組合
 - (6) 商工会
 - (7) 地区総代連合会
 - (8) 学識経験者
 - (9) その他協議会が必要と認めるもの
- 2 委員は村長が任命する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。
- 4 委員が欠けた場合における補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 協議会には、関係機関からオブザーバーの参加を求めることができる。

(届出)

第5条 委員は、その氏名又は住所（委員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

(役員の定数及び選任)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名
- 2 会長は、第4条第1項第1号の東通村の委員をもって充てる。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長、副会長は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときにはその職務を行う。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 役員が欠けた場合における補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、委員の2分の1以上の者から会議の請求があるときは、会議を招集しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ事務局に代理の者を報告することにより、代理の者を出席させることができる。
- 3 会議の議事は原則として出席者全員の合意形成が図られることをもって決定するものとする。
- 4 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(議事録)

第11条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 開催日時及び開催場所
 - (2) 委員の現在数、当該会議に出席した委員数及び当該会議に出席した委員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
- 3 議事録は原則として公表することとし、事務局で閲覧させるとともに東通村ホームページに掲示することによりこれを行う。ただし、個人情報、法人その他の団体又は個人の営業に関する情報等であって、公表された場合、特定の者に不利益が生ずる恐れがあるものは非公表とするものとする。

(協議結果の尊重義務)

第12条 会議において協議が調った事項については、協議会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第 13 条 協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は、東通村企画課に置く。

3 事務局に事務局長を置き、東通村企画課長の職にある者をもって充てる。

4 協議会の庶務は、事務局が処理する。

(書類及び帳簿の備付け)

第 14 条 協議会は、事務局に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 協議会規約

(2) 委員等の氏名及び住所を記載した書面

(3) その他、会長が必要と認める書面及び帳簿

(謝金等)

第 15 条 村外から会議に出席する委員(本規約第 4 条第 2 号に規定する事業者を除く)への謝金等は、「謝金の標準支払基準」(平成 21 年 7 月 1 日付け各府省等申合せ)に基づき、支払うことができるものとする。

(規約の変更)

第 16 条 この規約を変更する場合は、会議において委員の承認を経るものとする。

(協議会の解散)

第 17 条 協議会を解散する場合は、委員の 2 分の 1 以上の同意を得なければならない。

(補則)

第 18 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和 7 年 1 0 月 3 1 日から施行する。